

「赤十字活動資金」募集趣意書

赤十字事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社は「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基本理念として、国際赤十字の一員として、世界191の国と地域の赤十字・赤新月社と連携し、国境・宗教・人種を越えて、紛争犠牲者や自然災害の被災者に対する救援活動をはじめ、救急法等の講習、ボランティア活動の推進、青少年赤十字の育成など様々な人道的活動を展開しております。

こうした赤十字の諸活動は、個人及び法人の皆様からお寄せいただく貴重な赤十字活動資金により支えられています。

つきましては、赤十字事業の意義をご理解いただき、その役割を円滑に推進していくため、赤十字活動資金へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本赤十字社群馬県支部

支部長 山本 一太



【表彰制度のご案内】

日本赤十字社表彰制度(抜粋)

区 分	表彰基準額	適 用	表彰等方法	
			個 人	法 人
特別社員	20,000円以上	会費として毎年2,000円以上納入され、累計額が20,000円以上に達した場合、または一時に20,000円以上納入された場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。	特別社員の称号通知 特別社員章(バッジ)	特別社員の称号通知
有 功 章	銀 色 200,000円以上	一時または累計額が、20万円以上50万円未満の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀)	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀)
	金 色 500,000円以上	一時または累計額が、50万円以上の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。	金色有功章章記 金色有功章(勲章式) 略章バッジ(金)	金色有功章(楕型) 略章バッジ(金)
感 謝 状	金色有功章受章後、一時または累計額が50万円以上の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。		感 謝 状	

(注) 赤十字活動資金のご協力に対して国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)の内申も行います。

【税制上の優遇措置のご案内】

日本赤十字社に対してなされる寄付金等に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	①特定寄付金 (所得税の控除)	所得税法第78条 第2項第3号	通 年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	※ ②住民税にかかる 寄付金 (個人住民税の控除)	地方税法施行令 第7条の17第3号	通 年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③相続税の 非課税	租税特別措置法 第70条	通 年	相続により取得した財産を相続税の申告期限までに寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	※ ④指定寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第3項第2号に基 づく財務省告示	毎年4月～9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。(群馬県支部では10万円以上の寄付に対して適用)
	⑤特定公益増進 法人に対する 寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第4項	通 年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

※(注) ②、④については募集額、用途等に制限がありますので、募集期間内であっても適用にならない場合があります。
また税制は変更になる場合がありますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせは



日本赤十字社 群馬県支部

Japanese Red Cross Society

組織振興課

〒371-0833 前橋市光が丘町32-10

TEL027-254-3636 FAX027-254-3637

ホームページ <https://www.jrc.or.jp/chapter/gumma/>

日赤群馬県支部

検索